

令和4年4月

お客さま 各位

外国送金（送金受入）の取扱い停止について

組合員・利用者の方におかれましては、当組合の業務につきまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、外国送金取引におきましては、昨今のマネー・ローンダリング（資金洗浄）やテロ事件等を背景として世界的に規制が強化されております。

このような環境を踏まえ、誠に勝手ではございますが、当組合では、

令和4年6月30日（木）をもって、外国送金（送金受入）の取扱いを停止することといたしました。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

三次農業協同組合